

二重課税を防ぐ！

配当金の仕訳 & 益金不算入

 Money Forward クラウド

※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年6月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。



配当金の勘定科目：種類ごとの仕訳先は？

配当金を受け取ったとき、勘定科目は配当の種類によって変わります。

- 株式配当金 受取配当金（株式投資信託の普通分配金や信用金庫の剰余金分配なども含まれます。）
- 銀行預金の利息 受取利息
- 保険配当金 雑収入（保険配当金は受取配当金に該当せず、益金不算入制度の対象外です。）

※ 受取利息と受取配当金をまとめて「受取利息配当金」とすることも可能です。

配当金の税金と二重課税の回避策

源泉徴収の税率 — 上場と非上場で異なる

配当金を受け取る際には源泉所得税が差し引かれます。

※ 上場株式等の個人配当は合計20.315%が源泉徴収されます（住民税5%含む）。法人には住民税は課されません。

※ 完全子法人株式等の配当は、令和5年10月1日以降の支払分から源泉徴収不要です。

区分	所得税・復興特別所得税	住民税
上場株式等	15.315%	5%（個人のみ）
非上場株式等	20.42%	なし

「益金不算入制度」で法人税の二重課税を防ぐ

法人が受け取る配当金をそのまま課税すると、法人税が二重にかかります。

これを防ぐのが益金不算入制度で、保有割合に応じて益金に算入しない割合が決まっています。

※ 関連法人株式等は配当計算期間を通じた継続保有が要件です。負債利子控除後の金額が益金不算入となります。

株式等の区分	保有割合	益金不算入割合	負債利子控除
完全子法人株式等	100%	100%	不要
関連法人株式等	1/3超～100%未満	100%（※）	必要
その他の株式等	5%超～1/3以下	50%	不要
非支配目的株式等	5%以下	20%	不要

実務で使える仕訳パターン 1

1 配当金を受け取ったとき（法人・上場株式）

上場株式の配当金30万円を受け取り、源泉所得税45,945円（15.315%）が差し引かれたケースです。

※ 源泉徴収税額は「仮払税金」や「租税公課」で処理し、確定申告時に精算します。

借方科目	金額	貸方科目	金額
普通預金	254,055	受取配当金	300,000
仮払税金	45,945		

2 配当金を受け取ったとき（法人・非上場株式）

非上場株式の配当金10万円から源泉所得税20,420円（20.42%）が差し引かれた場合です。

借方科目	金額	貸方科目	金額
普通預金	79,580	受取配当金	100,000
仮払税金	20,420		

実務で使える仕訳パターン 2

3 配当金を支払ったとき（法人）

配当金の支払いは3つのステップで処理します。

Step1 当期純利益を繰越利益剰余金に振り替え

借方科目	金額	貸方科目	金額
損益	1,000,000	繰越利益剰余金	1,000,000

Step2 配当決議後、未払配当金と利益準備金を計上

借方科目	金額	貸方科目	金額
繰越利益剰余金	110,000	未払配当金	100,000
		利益準備金	10,000

※ 会社法により、配当金の1/10以上を利益準備金として積み立てる必要があります。

Step3 実際に配当金を支払い

借方科目	金額	貸方科目	金額
未払配当金	100,000	普通預金	100,000

4 個人事業主が配当金を受け取ったとき

個人事業主の場合、配当金は事業収益ではないため「事業主借」で処理します。

借方科目	金額	貸方科目	金額
普通預金（事業用）	254,055	事業主借	254,055

※ 源泉徴収後の手取額をそのまま事業主借として処理し、税金の精算は確定申告で行います。

令和7～8年の注目改正ポイント

01

ミニマムタックスの導入 (令和7年～)

基準所得金額3.3億円超の超高所得者に追加課税される制度が始まりました。令和8年度大綱ではさらに適用範囲の見直しが示されています。



02

完全子法人株式等の源泉徴収不要 (施行済み)

100%グループ内の法人間配当は源泉徴収が不要に。グループ内の資金効率が向上しています。



03

暗号資産の分離課税化 (令和8年度大綱)

特定暗号資産の譲渡所得等が20%の申告分離課税の対象となる方向です。配当所得との損益通算範囲の拡大にも注目です。

